

第573号
2015年3月13日

共同実施を断念させよう！

東 学

東京都学校事務職員労働組合
東京都新宿区高田馬場 3-14-14
03-3367-6783
東学 Web <http://tougaku.net/>

課長代理の怪 その位置づけな~に？

1. 怪は何故おきるのか

東京都が定めた「職務に求められる知識・スキル・能力」の一覧表というものがある。それによると東京都教育委員会人事部労務係職員には、4項目の「職務に求められる知識・スキル・能力」が求められている。

その一つが「職員団体等の主張・立場を把握し、事業主管課との間での調整力」とある。

しかしこの間、組合が求める交渉、予備交渉等の交渉に対して、都教委は応じない。一方、自らが交渉を行ったという形式を取りたい事項については、提案交渉だけを行い、実質的な交渉は行わない。そのため労務係職員には「職員団体の主張・立場の把握」は困難な状況にあり、当然調整もされないことになる。労務係職員は、ごくわずかな調整力しか発揮できず、その勤務評定はどうなってしまうのかと心配になるぐらいの状況にある。

そのような状況が続く中、組合では、意見を聞かず調整も行わないことによって都教委の施策が低レベル化していると考えており、今回は課長代理の怪が生じた。

都教委は4月からの導入が決まっている課長代理について、どのような職とするかの交渉に応じないできている。そのため学校において課長代理をどのような職として位置づけるのか不明のままである。

しかし各区市町村での学校管理運営規則の変更が必要な事項であるので、水面下では動いているのであろうが、組合との話し合いに応じない。4月以降の混乱もあり得る状況となっている。

2. 課長代理とは

確定闘争時に当局側は以下のように趣旨を示した。

「団塊の世代の退職などによる職員構成の変化や、課題への迅速かつ柔軟な対応が求められる職場実態を踏まえ、全ての監督職が実務に精通した知識・経験をいっそう発揮できるよう、係長級（3級職）及び課長補佐級（4級職）を廃止し、新たな監督職の級として課長代理級職（新3級職）を設置する。

課長代理級職は、課長が指示する事務を処理し、担当事務の処理に当たり部下を指揮監督するとともに、担当事務の範囲内で課長を補佐し、不在の際等の代理、臨時代行権及び事案決定権を行使する職責を担うものとする。課長代理級職が決定できる事案は、部下の旅行命令（宿泊を伴わない場合）及び休暇承認（時期変更権、病気休暇等を除く）並びに簡易な事案とする。～（以下略）」

従来の係長級、課長補佐級とは違い、限定的に課長の業務を行う職となる。

3. 課長代理の不明点とは

学校、特に小中学校においての位置づけは不明である。

課長とは誰を指すのであろうか。小中学校において、校長が課長級の権限が与えられていることが多い。仮に課長が校長であるとする課長代理と副校長との関係がどうなるかの問題が生じる。

組合は、勤労課長に「課長が校長とすると、課長代理が副校長に対して職務上の指示をすることになる」と尋ねたが未だに回答はない。

また課長が校長でないとする、課長級の権限は校長が持っている、どのように位置づける

かの整理が必要になる。ともかく整理の必要が生じている。

そのため都教委に対して交渉を求め続けているがいまだに交渉に応じない。

4. 今後、生じるかもしれない問題

現在、小中学校においては、係長級、課長補佐級の職員の率は、他と比べると明らかに少ない。ほとんど係長級、課長補佐級に内部昇任できない。ほとんど他からの係長級、課長補佐級職員の転入になっている。

今後、課長代理の位置づけができない場合、課長代理を置く必要がない職場とされる危険性がある。その場合、主任止まりの職場となってしまう、給与面での劣化、モラル維持等の課題が生じてしまう。

.....

給与の謎3 教員初任給の謎（初任給は正しいか？）

教員の初任給には謎がある。我々自身の労働条件についての交渉にすら、応じようとしないう都教委と話し合う機会がない。しかし給与事務に関わることを仕事としている我々としては疑念を感じている。給与の基礎となる初任給についての謎である。なお初任給の決定については、学校事務職員は関わっていない場合も多い。

1. 最低額での初任給支給の謎

教員初任給は、学歴基準による最低額に、経験を一定の基準で加算して決定される。

その教員初任給は、以前は当初より決定額で支給されることが多かった。しかし現在では、経験加算なしの最低額で初任給が暫定的に支給されることが多くなっている。その後しばらくしてから決定後の初任給が支給され、暫定額との差額が支給される。しかし初任給決定が手間のかかるものであるにしても、それはあり得ない対応といえる。

それは教員初任給の経験加算の計算方法にある。仮に無職の期間であっても、10年を上限として、1年につき6か月の正規教員の経験があったものと見なして経験加算することになっている。つまり学校卒業後の年数で、暫定の経験加算は簡単であるにもかかわらず行っていない。

特に経験加算の多い人は、子供など家族がいる場合も少なくないことを考えると、生活のことをどうかんがえているのか。謎だ。

2. 初任給決定の謎

組合員より以下の報告があった。

「期限付採用教員が本採用になったので、初任給計算を行った。計算内容を念のために期限付採用時の給料と比較した4号増えていなかった。計算の誤りを見つけれなかったので、その旨を伝えて提出した。その後何ら連絡はなかった。」

期限付採用の期間が経験加算されるので、1年間であれば、給料は期限付採用+4号=正規採用になるはず。しかし期限付採用+4号≠正規採用になってしまった。どちらかの初任給計算に誤りがあったことになる。

3. 初任給訂正の謎

都教委より初任給計算に誤りがあったので、返納してほしいと言われる場合がある。それも6月とかの時期でなく、年末とかの時期にである。

期間があるので期末勤勉手当分も含め返納額が大きくなり、本人の負担も大きい。

それに伴い学校現場で、本人に説明することを求められる。しかし学校現場で計算をしていない場合も含め、時期が遅すぎ、本人への説明は難しくなっている。

給料そのものに対する信頼が揺らいでいる状況になっている。

不思議だな～続く